

## 令和6年度の保健事業の利用上の注意

### ご注意ください

#### ○令和6年度の保健事業の配付対象者について

40歳以上の組合員の方は5年度に当組合が行った特定健診等（特定健康診査、一般健康診断（個別）、一般健康診断（集合）、人間ドック（脳ドックを含む））を受診していない場合は配付事業等の対象者となりません。また、組合員対象（健康維持・管理等の家庭常備品の配付、歯槽のうろう（歯周病）予防歯磨きセットの配付、歯周病リスク検査）の事業では組合員の家族（被保険者で40歳以上）も受診している組合員が配付対象者となります。

#### ○特定保健指導の辞退者及び一時休止者について

辞退者は配付事業等の対象者となりません。また、一時休止者は休止期間中は配付事業等の対象者となりません。

#### ○特定健康診査（特定健診）の受診券の受診期間について

令和6年度の特定健康診査（特定健診）の受診券の有効期間は

**令和6年5月1日～令和6年12月31日**です。

#### ○健康診断を重複受診した場合の費用の返還について

特定健康診査（特定健診）と一般健康診断（個別）・一般健康診断（集合）・人間ドック（脳ドックを含む）を重複受診した場合は、特定健康診査（特定健診）を優先し他の健康診断は実費支払や補助金の返還をしていただくこととなりますのでご注意ください。